

一般競争入札公告

社会福祉法人 真正会、「小規模多機能型居宅介護事業所併設認知症対応型共同生活介護事業所 園」新築工事に伴う、備品購入の一般競争入札について、公告します。

2023年1月19日
社会福祉法人 真正会
理事長 斉藤 正身

1. 入札内容

- (1) 件名 : 小規模多機能型居宅介護事業所併設認知症対応型
共同生活介護事業所 園 新築に伴う物品購入
- (2) 納品場所 : 〒350-1173
川越市安比奈新田 293-3
- (3) 購入物品 : ①ベッド ②家具 ③厨房機器
- (4) 大要 : 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホーム
(併設) の開設の際に必要な設備整備等の準備を行うため
- (5) 納入時期 : ①～③すべて 2023年6月1日～2023年6月15日までの間

2. 入札方法等

- (1) 入札方法 : 一般競争入札
- (2) 予定価格 : 非公表
- (3) 最低制限価格 : 無
- (4) 入札保証金 : 無

3. 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 埼玉県物品等競争入札参加資格者情報(以下「資格者情報」という)の資格有効年度が、令和3年、4年で登録されたものであり、格付けがB級以上であること
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、再生手続き又は再生開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づ

く入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(6) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと及びその企業と親子関係でないこと

(7) 医療、福祉関連事業における納入実績があること

4. 一般競争入札参加申込書の提出

※様式は社会福祉法人真正会のHPからダウンロードしてください

<https://www.shinjukai.or.jp/>

(1) 受付期間 2023年1月19日～1月27日

(2) 受付時間 8:30～17:30（土曜・日曜・祝祭日除く）

(3) 提出書類 ア 一般競争入札参加申込書

イ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績
（書式は任意）

ウ 会社案内

エ 埼玉県物品等競争入札参加者情報
（資格審査結果通知書）

オ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

(4) 提出方法 持参又は書留郵送（持参の場合は事前連絡）

※㇏切日必着

(5) 提出・問い合わせ先

社会福祉法人真正会 特別養護老人ホーム 真寿園

〒350-1173 川越市安比奈新田 292-1

担当窓口：飯島

電話 : 049-234-8838

Mail : info@shinjukai.or.jp

5. 一般競争入札参加確認通知及び備品仕様書の配布

(1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無についてメールにて通知を行う

(2) 入札参加資格が有りと確認された業者には備品仕様書等「入札書書式」をメールにて配布する。

6. 入札執行の日時等

(1) 入札日時 2023年2月16日（木）

①ベッド : 14:00～

②家具 : 14:30～

③厨房機器 : 15:00～

- (2) 入札場所 〒350-1173 埼玉県川越市安比奈新田 292-1
特別養護老人ホーム真寿園

7. 入札日程等

- | | |
|---|--------------------|
| (1) 公告日 | 2023年1月19日 |
| (2) 入札参加申込書の提出締切日 | 2023年1月27日 |
| (3) 参加資格確認通知及び備品等仕様書配布日時 | 2023年1月27日 |
| (4) 質疑書提出期限 | 2023年2月8日12:00迄 |
| 提出方法 | メールによる |
| ※入札仕様書記載物品と同等と法人が考える物品については必ず質疑すること
質疑のない場合は「質疑なし」と明記し、メール送信すること | |
| (5) 質疑回答期限 | 2023年2月8日16:00まで |
| 回答方法 | メールにより回答 |
| (6) 入札日時 | 2022年2月16日(木) 即日開札 |
| (7) 理事会 | 2022年2月22日(水) 予定 |

8. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする
- (2) 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。但し、初回入札に参加する者の数が1者のみである場合は1回のみとし再入札は行わない(入札は2回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、①及び②の場合に限り、下記の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うとする。
 - ① 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)
 - ② 再度入札において、入札に応じるものが1者のみとなった場合。
条件①随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること
条件②交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと
条件③入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと
条件④契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名(捺印)すること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

9. 入札注意事項

- (1) 代理人をして入札をさせる場合は、委任状を提出すること。

- (2) 落札者にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかと問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 落札者は速やかに入札金額内訳書を後日提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 下記の各項目に該当する入札は無効とする
 - ① 入札に参加する資格のない者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札書に押印のないもの
 - イ 入札金額を訂正したもの
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - エ 押印された印影が明らかでないもの
 - オ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - カ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - キ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - ク 2以上の入札書を提出した者がしたもの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

10. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた後とする。
- (2) 契約保証金は免除する
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うとともに、市等からの指示があった場合は従うこと。
- (4) 一括請負契約を行わないこと

11. 支払い条件

原則として2023年6月末日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。

12. その他

搬入路等については、関係方面と打合せのうえ、交通安全対策に万全を期することと共に、破損等が生じた場合は、速やかに現況を復旧すること。